

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 作付変更届について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 34名

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員  | 2番 小林 六一 委員  |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員   | 6番 金子 良助 委員  |
| 7番 鶴巻 純一 委員  | 8番 刈屋 一夫 委員  |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員  | 15番 金子 純一 委員 |
| 16番 大竹 一雄 委員 | 17番 野水 敏秋 委員 |

18番	高山	博	委員	19番	安達	宰	委員
20番	森山	昭	委員	21番	西	光明	委員
22番	野崎	文夫	委員	23番	大竹	正信	委員
24番	小師	勉	委員	25番	五十嵐	俊雄	委員
26番	鶴巻	俊樹	委員	27番	武石	栄二	委員
28番	安達	英作	委員	29番	村山	佐喜雄	委員
30番	佐々木	包茂	委員	31番	長谷川	清一	委員
32番	清水	栄	委員	33番	熊倉	睦	委員
34番	神子島	巖	委員	35番	佐藤	裕雄	委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	金子 正敏
事務局 次長	石崎 亮
経営基盤係副参事	麦倉 政勝
農地係副参事	竹石 正弘

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社、石山新潟県農業会議会長傍聴)

議長（大桃会長）

それでは、ただいまから定例会を開催いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席者34名、欠席0名で会議が成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。18番、高山委員、19番、安達委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、31ページにありますように、新規設定29件、12万8,787.59㎡、再設定が131件、72万3,653.51㎡、利用権移転が1件で475㎡、所有権移転9件で1万8,204㎡であります。合計で170件、87万1,120.1㎡であります。

戻りまして、1ページをご覧ください。

議案中の92番は、片口の農地1筆、651㎡をあっせんによる売買により取得した  
いものであります。価格は10アール当たり200万円であります。

93番は、片口の農地2筆、800㎡をあっせんによる売買により取得したいもので  
あります。価格は、10アール当たり200万円であります。

94番は、須戸新田の農地1筆、859㎡をあっせんによる売買により取得したいも  
のであります。価格は、10アール当たり約83万円あります。

95番は、須戸新田の農地1筆、2,023㎡をあっせんによる売買により取得した  
いものであります。価格は、10アール当たり約83万円あります。

96番は、鶴田1丁目の農地2筆、1,810㎡をあっせんによる売買により取得し  
たいものであります。価格は、10アール当たり約309万円あります。

97番は、西本成寺の農地3筆、3,048㎡をあっせんによる売買により取得した  
いものであります。価格は、10アール当たり約200万円あります。

98番は、尾崎の農地3筆、3,816㎡をあっせんによる売買により取得したいも  
のであります。価格は、10アール当たり100万円あります。

99番は、福島新田の農地2筆、3,172㎡をあっせんによる売買により取得した  
いものであります。価格は、10アール当たり150万円あります。

100番は、原の農地1筆、2,025㎡をあっせんによる売買により取得したいも  
のであります。価格は、10アール当たり40万円あります。

101番は、月岡2丁目ほかの農地4筆、2,871㎡を新規により1年間利用権設  
定するものであります。

102番は、駒込の農地6筆、3,971㎡を新規により3年間利用権設定するもの  
であります。

103番は、林町1丁目ほかの農地8筆、5,394㎡を新規により3年間利用権設  
定するものであります。

104番は、石上3丁目の農地4筆、1,817㎡を新規により3年間利用権設定す  
るものであります。

105番は、石上2丁目ほかの農地15筆、9,948.36㎡を新規により3年間  
利用権設定するものであります。

106番は、塚野目の農地1筆、852㎡を新規により3年間利用権設定するもの  
であります。

107番は、須戸新田の農地1筆、2,003㎡を新規により3年間利用権設定する  
ものであります。

108番は、金子新田の農地5筆、1万5,528㎡を新規により3年間利用権設定  
するものであります。

109番は、月岡ほかの農地24筆、8,605㎡を新規により3年間利用権設定す

るものであります。

110番は、鬼木の農地4筆、8,925㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

111番は、塚野目2丁目ほかの農地9筆、5,988㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

112番は、上保内の農地6筆、196.45㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

113番は、金子新田の農地1筆、3,000㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

114番は、大面ほかの農地5筆、9,018㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

115番は、北潟の農地6筆、6,104㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

116番は、鶴田ほかの農地8筆、1万574㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

117番は、下保内の農地7筆、2,315㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

118番は、下保内の農地2筆、1,045㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

119番は、下保内の農地1筆、46㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

120番は、柳沢の農地3筆、1,470.78㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

121番は、鶴田2丁目ほかの農地6筆、3,044㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

122番は、月岡の農地4筆、1,382㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

123番は、若宮新田の農地3筆、7,952㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

124番は、若宮新田の農地2筆、4,703㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

125番は、福島新田ほかの農地6筆、4,101㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

126番は、北五百川の農地2筆、1,387㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

127番は、中浦ほかの農地6筆、3,717㎡を新規により10年間利用権設定す

るものであります。

128番は、石上3丁目の農地2筆、1,566㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

129番は、代官島の農地3筆、1,264㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

7ページの130番から30ページの260番までの取り下げ1件を除く130件と262番は再設定でありますので、省略させていただきます。

261番は、鬼木の農地1筆、475㎡を3年間利用権移転するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会は、11月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時45分閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定29件、再設定131件、利用権移転1件、所有権移転9件、合計件数170件、面積にして87万1,120.1㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全案件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、36ページにありますように17件の申請で、合計10万9,424.29㎡となっております。

それでは、戻りまして32ページの44番から順にご説明申し上げます。

議案中の44番は、福島新田地内の農地1筆、4,999㎡を譲り受け人が農業経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり80万円であります。

45番は、福島新田地内の農地13筆、1,262.95㎡を譲り受け人が経営移譲により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約300万円であります。

46番は、福島新田地内の農地2筆、1,417㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約24万7,000円であります。

47番は、新堀地内の農地1筆、416㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり100万円であります。

48番は、花淵地内ほかの農地7筆、9,733㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり花淵地内農地が15万円、笹岡地内農地が50万円であります。

49番は、楢山地内の農地1筆、1,091㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約90万円であります。

50番は、牛ヶ首地内の農地1筆、548㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約82万円であります。

51番は、大宮新田地内の農地1筆、1,978㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

52番は、塚野目地内の農地1筆、2,003㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の

交換により取得するものであります。

53番は、大宮新田地内の農地5筆、6,008㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、同一世帯内贈与をするものであります。

54番は、金子新田地内の農地1筆、1,692㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、同一世帯内贈与するものであります。

55番は、棚鱗地内の農地3筆、2,004㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

56番は、小古瀬地内の農地10筆、2万3,452㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が10年間特定使用貸借権を設定するものであります。

57番は、鶴田地内ほかの農地16筆、1万4,231.8㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

58番は、帯織地内の農地25筆、5,919.02㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

59番は、駒込地内ほかの農地27筆、1万5,437㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

60番は、江口地内の農地20筆、1万7,196.52㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

以上、17件が今月の申請分であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの7件、交換によるもの2件、贈与によるもの3件、特定使用貸借によるもの1件、使用貸借によるもの4件、合計件数17件、面積にして10万9,424.29㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (金子事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、38ページにありますように3件、1,539㎡であります。

戻りまして、37ページをご覧ください。

議案中の18番は、上保内地内の農地2筆、280㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅1棟及び駐車場2台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円であります。場所につきましては、保内駅南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

19番は、西大崎3丁目地内の土地1筆、231㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅1棟建築敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、西大崎市営住宅西側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

20番は、東鱈田地内の土地1筆のうち1,028㎡について、売買により取得し、変更目的を職員等の駐車場42台分敷地に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円あります。土地につきましては、西鱈田小学校南側わきで、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長 (6番金子良助委員)

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして1,5

39㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、39ページに記載してありますように1件の申請で、合計544㎡であります。

議案中の12番は、横町2丁目地内の農地1筆、544㎡を住宅1棟及び駐車場2台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、厚生福祉会館東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして544㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、42ページに記載してありますように10件の申請で、合計6,178㎡であります。

それでは、戻りまして40ページの58番から順にご説明いたします。

議案中の58番、59番、60番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

61番は、九之曾根地内の農地1筆のうち、753㎡を賃借権の設定により取得し、災害復旧用電柱の資材置場として許可日から平成26年12月19日までの一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、集落内、菅原神社東側付近で、農用地区分は農用地に該当しております。

62番は、下保内地内の農地2筆、442㎡を売買により取得し、貸資材置場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円であります。場所につきましては、加茂市との境界付近で、信越線と国道403号線に挟まれた農地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

63番は、月岡4丁目地内の農地1筆、122㎡を売買により取得し、駐車場3台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円であります。場所につきましては、集落内、浄照寺南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当して

おります。

64番は、大沢地内の農地1筆、374㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟及び車庫、物置敷地に利用したいものです。場所につきましては、大沢集落開発センター東側付近で、農用地区分は第1種農地に該当しております。

65番は、東本成寺地内の農地2筆、1,584㎡を賃借権の設定により取得し、給油所1棟、キャノピー、ドライブスルー洗車及び通路敷地に利用したいものです。場所につきましては、県立県央工業高校西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

66番は、北入蔵2丁目地内の農地3筆、1,200㎡を売買により取得し、建売住宅4棟建築及び道路、水路敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円であります。場所につきましては、三条東病院西側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

67番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、164㎡を売買により取得し、住宅1棟建築敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万5,000円であります。場所につきましては、三条東病院西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして10件、面積にして6,178㎡で、60番、65番、66番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長さん、ありがとうございました。自席へお戻りください。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

議第6号、『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』は、議第6号参考資料により、説明させていただきます。

まず、1の日程、でございますが、11月30日、本日の総会でご決定いただきました農用地利用集積計画、農地法による各申請に基づいて、農地の移動処理を行いまして、各世帯の農地面積を仮確定いたします。

12月26日農家宛てに直接申請書を送付し、期間のない中で恐縮ではありますが、1月10日まで返信用封筒で申請書を提出していただきたいと思っております。

また、農家世帯員についても市民課データに基づいて処理を行い、1月1日現在の世帯員を確定いたします。

なお、後日審査会のご案内をいたしますが、1月24日午後1時30分から選挙人名簿審査会を開催し、名簿登載内容の事前審査及び調査をお願いし、1月の定例総会において選挙人名簿の意見決定を頂き、31日（同日）までに、選挙管理委員会へ送付する予定としております。

2の審査内容等については、

(1) ①として一般の農業者の場合は、10a以上の農地につき耕作の業務を営む農業経営主とその者の同居の親族又は配偶者で年間耕作従事日数がおおむね60日以上の者が選挙権ありに該当します。

②として農業生産法人の場合は、10a以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等が選挙権ありに該当します。

(2) の従事程度の審査は、①から⑥に該当する方について重点をおいて審査いただきたいと考えております。

3 審査方法については、先程、日程の中で説明いたしましたように1月24日午後1時30分から選挙人名簿審査会を設定し、例年どおり各地区毎に審査確認をしていただき、その調査結果に基づき、総会で意見決定して選挙管理委員会に送付するものがございます。

なお、裏面に関係する法律等の抜粋がございますので、参考にしていただきたいと思います。

また、現委員の皆さんにおかれましては、選挙権が無くならない様に特にご注意をお願い申し上げたいと思います。

以上よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま事務局が説明申し上げた手順で審査をすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第8号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月は第2調査部会が当番ですので、来月の日程をお知らせいたします。

12月22日、厚生福祉会館第2集会室で9時より開催の予定でございますので、第2調査部会員はご参集をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は12月の26日月曜日午後15時を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉じさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時23分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（18番）

議事録署名委員（19番）